平成２８年（フ）第１７８０号
東京都練馬区高松４丁目26―10―103
債務者　長岡　周市
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７９１号
東京都江戸川区江戸川６丁目８―25
債務者　竹内　真季（旧姓中村・服部）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７９８号
神奈川県相模原市緑区名倉2586―７
債務者　松本　春樹
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８０２号
東京都江東区枝川１丁目８―15―501
債務者　五十嵐賢次
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８０４号
東京都江東区木場２丁目１―３―512
債務者　今野喜代子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８０７号
東京都西東京市中町２丁目２―３―102
債務者　堀内　康光
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８０８号
東京都武蔵野市境２丁目17―５―101
債務者　大下登喜代
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８０９号
東京都立川市柏町４丁目51―１　柏町団地２棟402
債務者　植木　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９号
静岡県藤枝市上藪田114番地の27
債務者　藤原美登里
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１９０号
北九州市八幡東区槻田１丁目１番28号
破産者　日東食品株式会社
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４１３号
北九州市門司区原町別院５番21―203号
破産者　有限会社関門物流サービス
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８７９号
大阪市西淀川区柏里１丁目11番16号　ヴィラ柏里305号室
破産者　ヤマトトレーディング株式会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８１号
大阪府茨木市若草町８番４号
破産者　有限会社ケイベック
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６９号
堺市北区中村町95番地の１
破産者　有限会社加藤商店
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０３号
東京都清瀬市元町１丁目３番３―804号
破産者　西尾　正人
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
静岡県沼津市大岡1749番地の６
破産者　有限会社大川印刷紙器
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
三重県鈴鹿市寺家１丁目37番10号　デュエ204号、住民票上の住所津市豊が丘２丁目５番４号
破産者　落合　宏明
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係